

# 東寺本弘法大師行狀繪卷

——特に第十一卷第一段の成立をめぐる——

宮 次 男

弘法大師伝繪卷は、わが国中世の祖師伝繪中、もっとも広く普及した

繪卷の一つで、「高祖大師秘密縁起」十卷、「高野大師行狀図画」六卷、及び十卷、「板本高野大師行狀図画」十卷、「弘法大師行狀繪卷」十二卷など、種類も多い。これらの伝繪についての論考は、すでに梅津次郎氏によって行なわれ、その相互の関係も、詞書を中心に明らかにされている<sup>(1)</sup>。また、二、三種残る零本についても、真保亨氏や拙稿によって検討が加えられた<sup>(2)</sup>。したがって、弘法大師伝繪卷の研究はかなり進んでいるといつてよいわけであるが、しかし、「東寺本弘法大師行狀繪卷」については筆者、制作時期等に関する資料の不足から、未だ十分な検討がつけられていない現状である。

ところが、近年、京都府立総合資料館に入った「東寺百合文書」の中に、この繪卷に関する記録が発見され、また、同館編の『続図録東寺百合文書』（昭和四十九年一月発行）にその写真と略解が掲載されて広く紹介された。すなわち、この文書の発見は、「東寺本弘法大師行狀繪卷」

の制作年代と絵の筆者を明らかにし、さらに制作情況についても、第十卷が書き直されたという注目すべき問題を提示することになったのである。

この快報に前後して、私は、東寺本第十一卷の稿本を調査する機会を得た。この稿本は第一段の前半部分だけはあるが、そこに描かれた伝法灌頂の儀式に入壇する僧の行列には僧名、袈裟の種類、持物の器名などが記入されており、それがまた『東宝記』の「東寺伝法灌頂始」の記事と一致することを発見した。そこで、本稿では、この稿本を紹介するとともに、稿本と完成本との関係、さらに、東寺百合文書にみる本繪卷の書き直し問題の検討など、いわばこの繪卷の制作情況について考えてみたいと思う。

## 二

東寺百合文書を引用するに先だち、東寺本弘法大師行狀繪卷の作期ならびに筆者についてふれた文献をあげて、本文書と比較、校合に提すると、先ず、『好古小録』の記事がある。すなわち、この著者藤井貞幹は、

この絵巻の筆者として当時伝称されていた、画所預光信説を否定して、

余此畫ヲ熟視スルニ、畫光信ニテハ非ルベシ、其圖、畫所預ノ畫法ニ非ズ

(中略)、按ニ、東寺ノ古記ニ、弘法行狀ノ繪、應安七年ヨリ康曆元年ニ至テ

成就ス、畫所預大藏少輔行忠、繪師采女正名、中務少輔久行、定阿彌名、大

進法眼名、南都繪師祐高法眼、凡六人、此畫今片楮半葉存セズ、惜ベシ、

と述べている。ここで注意すべきは、東寺の古記を引用していることで

ある。貞幹が見た古記が、はたしてどのような文書であったか知ること

はできないが、この記述によると、応安七年(一二七四)から康曆元年

(一二七九)の五年間で成り、繪師は行忠以下六名であったというわけ

である。しかし、後出する東寺百合文書の記録とは多少異なる所があつて、

これを如何に解釈するか問題である。

次に、本絵巻の作期を決定する直接資料とはならないが、これに関連

する文献がある。それは、醍醐寺に蔵される『大師絵詞』で、『弘法大

師伝全集』によつて、その奥書を示すと、次の通りである。

本云、已上十二卷、漸々令書寫畢、近比東寺新書繪詞也、以御室御本并所々

繪詞、取捨云々、今度新加之扇目等數ヶ條在之歟、

永和四年九月十八日

永徳三年三月廿三日於慈心院閑窓染書之

弘顯之本

桑門俊盛

この奥書は、永和四年(一二七八)以前に東寺に御室御本ならびに所々

に存在する絵詞を取捨選択し、さらに数ヶ條の篇目を増補して新しく制

作した絵詞があつたことを伝えるものである。恐らくこの東寺新書絵詞

は、「絵詞」の語句が示すように、絵巻の制作に先だつて編述された絵

詞、すなわち詞書であつたと考えるもので、それを永徳三年(一二八三)

に書写したというものである。そして、この書写は、後述するように東寺本の絵巻が完成する以前に書写されていることになり、その点色々の問題を提起するといえよう。

扱て、次に此の度発見された「絵用途注文」と題する本絵巻に関する

記録を『続図録東寺百合文書』(一七六―七頁)によつて抄出すると、左

の通りになる。(挿圖1参照)

大師御繪日記自應安七年  
至康廣元年

(中略)

一 快秀法橋奉行以後永和元  
已來下行分事

六貫文自第一至第四之半雖然  
三卷之分下行之畢  
食事分留之故減敷南都繪師祐高  
法眼下行

五貫文第十二局御幸繪師大舍人(朱書)大進法眼下行

廿二貫五百文自第四之半  
至第十一卷七  
卷半定(十一は十に七は六に訂正する)繪師中務少輔久行下行

六貫文第十一卷書直之并  
中間少々入筆之分繪所大藏少輔  
采女正(墨抹)行忠下行

三貫七百五十八文 料紙追加分加雜用定

四貫八百八十一文 南都繪師在京間雜用加酒直并  
細々雜物定

三百九十文 繪師大進法眼參時度々酒直

九百八十四文 繪師久行參時度々酒直

一貫九百文 細々仕足

三百文 繪師定阿彌參時酒直

二貫三百六十七文 繪所采女正度々參住時食物

二百十七文 同時炭并中書 折紙代

(以下略)

この「大師御絵日記」は応安七年(一三七四)から康応元年(一三八九)の間、十五年間の記録で、しかも、快秀法橋が奉行となった永和元年

東寺本弘法大師行状絵巻

挿図1 絵用途注文(『続図録東寺百合文書』より転載)

(一三七五)以後、この絵巻を制作した絵師に与えた手当と、その分担を記録したものである。これを整理すると、

第一巻―第四巻前半 南都絵師祐高法眼

## 第四巻後半―第十巻 絵師中務少輔久行

## 第十一巻 絵所大蔵少輔行忠

## 第十二巻 絵師大進法眼

となる。このうち、第四巻が、前後に二分されて分担されたが、絵巻にあたって検討すると、第一段から第三段までが祐高で、第四段以降が久行と判定できる。また、第十二巻を担当した大進法眼の所には、大舎人と傍書されて人名を欠くが、仁和寺蔵の『大師行状記』には善祐の名で示されている。<sup>(4)</sup>さらに、注目されるのは、第十一巻が、はじめは久行が描いたのであるが、行忠がこれを書き直しているということである。行忠はこのほか、他の巻にも補筆したことが記録されているが、絵巻について検討すると、これは認められる。<sup>(5)</sup>また行忠の職名を、絵所采女正と書いたものを墨を引いて消し、大蔵少輔に訂正して、行忠の官歴の昇進を知る資料を提供する。<sup>(6)</sup>

ここにいう絵所行忠は、いうまでもなく、巨勢系図にみる有久の四男行忠のことで、行忠は父のあとをついで、宮廷絵所職に補任されたが、さらに、貞治二年(一三三三)七月十九日、東寺政所から采女正巨勢行忠の称でもって、東寺絵所職に任ぜられている。<sup>(7)</sup>したがって、この記録にみる「絵所」は、宮廷絵所職の意味でなく、東寺絵所職として記入されたものと考えらるべきであろう。

以上、この「絵用途注文」の記録によって、「東寺本弘法大師行状絵巻」の制作情況の大略がわかった次第であるが、この絵巻が「自応安七年至康応元年」の長きにわたって制作されたということは、考えなければならぬ問題であろう。この間に、すでに詞書だけが『大師絵詞』と

して転写されているし、また、行忠が第十一巻を書き直したということも、興味ある問題である。

この問題に入る前にふれなければならないことは『好古小録』に「応安七年ヨリ康暦元年ニ至リテ成就ス」と記載する「東寺ノ古記」の記述との相違である。両書とも、始まりは同年であるが、終りが、一つは康応元年、一つは康暦元年で、その一字の違いが、年代にして十年の開きになっている。しかし、「絵用途注文」のこの書体は「厶」とあって、このま、だ、れ、でもって「応」をあらわしているのである。したがって、もし「厶」を「厶」に見誤ると、「暦」ということになる。<sup>(8)</sup>このようなことが『好古小録』で「康暦元年」と読ませる結果になったと考えられなであろうか。また、『好古小録』には「繪師采女正名」、「定阿彌名」の二名が、「絵用途注文」の筆者の分担に見ない絵師として書かれている。このうち、采女正は、「絵用途注文」では、行忠の官名として書かれて、のち墨で消された「采女正」と一致するもので、これは再見される。定阿彌については、上記の執筆分担の記事について、酒食等の手当を支給した記事があり、その中に、

三百文 繪師定阿彌參時酒直

として、その名がみえている。したがって、この絵巻の制作に参加した絵師であることがわかるが、どのような仕事をしたかは明らかでない。

それはともかく、絵巻にあたって、その絵の描風、様式などの分類を試みると、「絵用途注文」にみる絵師の分担の通りに一応、区別することができるわけであるが、これについては、未だ十分に調査検討していない段階なので、いずれ実証すべき問題としてのこしておく。

以上、『好古小録』との相違について、いささか述べたが、史料的には、この「絵用途注文」を第一次資料として重視することはいうまでもない。

さて、前後、十五年間にわたる本絵巻の制作は、長年月を要したといえることはたしかである。

梅津次郎氏は「東寺本弘法大師絵伝の成立」<sup>(10)</sup>で、本絵巻の詞書を先行諸本と比較した結果、その編纂方法は、先行諸本の絵詞を機械的に引用して本絵巻に充当するのではなく、しかも、編纂に際しては先行諸本の絵詞だけでなく、漢文で書かれた先行行状記等が参照せられたことも明瞭に観取せられ、その記述は遙かに精緻となっている。そして、「これは全く再編纂と称すべき大がかりな企画のもとに成し遂げられたと称すべきものである。」とし、さらに、先行諸本にみられない項目である「圖像写経、高雄練行、八幡鎮座、舍利灌浴、東寺灌頂等は醍醐本奥書に云う新加の条目であろうが、他に特に目立つものとしては仙院臨幸の条がある。これは他本の高野珍瑞或いは高野臨幸の条に当るが、東寺本に於いては第十二巻全部を占め、三段に互って御幸の次第を日を追って精細にするしている。以つてその全般を推すに足るものがある。而して、この記述の精緻に並行して観取せらるるいま一つの特色は、先行諸本が大師の行状を記して、云い得べくんば伝奇的、物語的であるに比しては、著しく教学的乃至術学的色彩を濃くせることで、一面に於いて時代趣向を窺い得る」と、この絵詞の特性を規定しておられる。また、絵様においても、「他本は参考に資せられた程度と認むべき程の変更乃至創作が大部分を占めて居る如くに考えられ、かかる事情は詞書に於ける場合と

全く対応するものである。其処には本絵伝製作に際しての、密教々学の根本道場として、又当時隠然たる絵所を擁した大寺としての用意と矜持とが漲っているのを認められるのである。」として、本絵巻の性格を結論づけておられる。

永々と梅津氏のお説を引用したが、私もこのお説に敬服して全く同じ考えを抱いたため、敢て引用させて頂いた次第である。

そこで、このような大規模な事業が、決して短期日でもって完成されるはずはなく、絵の制作においても、幾度も構想が練られ、画稿が改められたことと考えられるが、特に、「絵用途注文」にみる第十一巻の書き直し記事は、すでに久行によって、描かれたものを破棄して、絵所職の巨勢行忠が新たに制作したというのであるから、この書き直しには、かなり重大な理由があったことは疑いないところであろう。その重大理由とは何か、この問題の解決は、また本絵巻の性格とその存在意義を究明するためにも必要であろう。

### 三

東寺本弘法大師行状絵巻の第十一巻は、第一段東寺灌頂 第二段官位追贈 第三段大師諡号 第四段博陸参詣<sup>(11)</sup>の四段から成っている。このうち、「東寺灌頂」の段は、他本には無く本巻だけにある一段であるが、本巻が東寺に於て制作された絵伝であり、東寺が密教教学の根本道場であることを顕示するためには最も重要な一段であったことはいうまでもないであろう。而して、第十一巻の書き直しの最大の理由は、この第一段の絵様の適正如何にあったと考えられるのである。そこで、この問題は

第一段に焦点をあてて検討することにする。

先ず第一段、「東寺灌頂」の詞書を示すと左の通りである。

東寺の灌頂院は大師在世の

間いまた造畢せられされとも かつく

傳燈の御ころさしあるによりて

實惠僧都にあつらへつけらる 御

入定の後 この大徳寺務の長者と

して最前に土木の威風を終給ふ 一

堂の構へ兩壇のかさり 大師の語

おき給ところなり これしかしなから

大唐青龍寺東塔院の道場をうつ

さる曼荼の尊像儼然として蜜

嚴の舊容にむかへるかとおほえ

萬徳の壯嚴赫奕として花藏の

あらたにひらけたるかとし 承和

十年十一月十六日僧都表をたて

まつりて國家の御ために眞言宗

傳(法)浩結縁兩箇の灌頂この所に

して修すへき規式を奏し申され

同年十二月十三日眞紹大法師のために

傳法阿闍梨職位を授けらる これ東寺

具支灌頂のはしめなり 大師齋來の

道具、慧果附屬の衲衣この時これを

用給へり 白眉青眼の碩德蘿襟を

ましへて會場につらなり 絲竹簫角

の伶倫 梵筵にのそみて道儀をたす

く 色象四十人惠肇眞然 為讚衆頭 樂象三十人 俗

御前十人 樂御前四人 勸請師一人 阿

闍梨の弟子十二人 御後の童子四人 都

盧百有餘輩 西院より列を整へ 大馬

道より灌頂院に入る 梵讚空に和し

音樂地をふるへり 聞人感激し 見者

隨喜せすといふことなし ここに實惠大

徳戒場の砌にのそみ高座の前にすゝ

み給し時 高祖大師忽然として法筵

に影現し給へり 大徳奇特の思をなし

ややしはらく眼を閉て踟躕せり かさね

て是をみたてまつるに尊儀宛然

として猶もとのことし 此時おそれを

なして高座の傍を廻かへり給へり 大師

の慈顏餘人あへてみたてまつらす

大徳一人是を拜したまひけるとなむ

聖者の出沒は機縁の有無にまかす

權化の隱顯豈凡慮のはかる所ならんや

しかありしよりこのかた高祖の宿素を

かへりみ先皇の牒符をまほりて宗の

長官たる人この精舎をしめて授職

の壇をかされり 中にも繼躰の天子

忝く帝座をさりて佛家に入り

祖師の先跡を尋て灌頂の大道を

ひらき給事 宇多法皇はしめて

その規模をのこさる所謂延喜元

年十二月十三日圓成の僧正益信を于時長者

囑して大阿闍梨とし 醍醐の尊師

聖寶を于時大僧都選て嘆徳の和尚と

し 入室の上足神日律師をもちて

教授の大徳とす 色衆八十餘口みな

これ法嶺の龍象惠苑の琳瑯たり

親王上卿侍臣官寮威儀扈從雲

をなし地をてらせり たた堯風の遠く

あふくのみにあらず又佛日最中今

まさにこのときなるをや昔無畏三藏の帝

位を辭して法苑にあそひ給 五智圓明

の月光を中天の雲に朗にし 今禪定

仙院の五家を遁て道林にいり給ふ 四種

曼荼の藥にほひを東寺の庭に薰けり

西域東垂土境へたたるといへとも萬乘

の瑤圖をすてて三密の印璽を仰き

たまふ風範ややひとしきものをや 又永延

三年三月九日圓融院の法皇廣澤

の大僧正寛朝を師として灌頂の壇に

入り給ふ これひとへに先皇の嘉蹤を

たつねて延喜の芳躅を追へり 三臺

九棘の賢臣劍珮を帶して綺羅を

なし 南京北嶺の釋象法具を捧て

威儀を整ふ それよりこのかた三百餘

廻の涼燠を送り徳治三年の孟春を

迎て禪定法皇遙に宇多圓融の曩

行を慕ひ延喜永延の往事をうつさ

る 法務大僧正禪助を囑して授職の軌

範とし 八十餘口の薛衲を率して道

場の色衆とす 蘭坂の瓊枝座につら

なり 緇林の碩材襟をましふ 大會の

壯觀上古を模してり一こに碑礫せり

法皇尊儀を密壇にすしめまし／＼き

地大に振動して天忽に光耀あ

り 昔巨唐天寶年中開元寺の

精舎にして舎光李元琮かために

不空三藏ひそかに五部灌頂を授し

時その地大に振しかは三藏はなはた

稱嘆し給て弟子か心誠の感する事

を悦へり 古をかへりみ今をおもふに

世露澆傍にして教風陵夷すといへ

とも豈これ渴仰の叡信に答て天衆

應を垂地紙瑞をしめすにあら

すや 又當院恒例の結縁灌頂は

仁明天皇鄭重の紫紹によりて

高祖大師遺告の素懷をとけられん

なかに承和十一年三月十五日實惠僧

都はしめ行はるところなり是

則皇唐代宗の駟曆不空三藏の表

によりて大興善寺の灌頂道場を點

して三長齋月にあたりて四衆を

輪壇に入れしめし佳例なり はしめ

官牒を蒙ところ青陽節をむかへ

素秋(春)時いたることに両部の曼荼を

かさりて五智の瓶水をそそかしむ

といへとも寺務事繁して公役擁滞

すへき事をおそれて忠仁公奏達

し行て承和十三年よりこのかた

春節の灌頂をとめてなかく修法の

儀に轉せられ秋季の一會としを

經てややひさし しかあるに鳥羽

院の御宇永久元年仲秋の比聖躰

不豫の御愼によりて寛助僧正

禁中にして孔雀經の修法ありし

時 法驗の賞を蒙しに及て東寺の

灌頂をして南北の齋會に因准

せしめ自宗の英雄を選て當會

の小阿闍梨とし 維摩の講匠に

擬して紫衣の崇班に任せしより

このかた上卿八座の臣雲路蘭臺

の客 法筵に列て道儀をかされり

その後保延五年の夏比皇子降

誕の御祈ありし時 二品法親王高野御室

修法の賞を申うけられ 彼灌頂

會をして承和の舊儀に復せしめ

春秋二季になされ春節の一會を

うつして仁和寺觀音院におかれ

しよりこのかた一宗の大業とし

て両寺の佳模たる事その儀やゝ

舊たり 情この會の儀式をおもふに

晝は尸羅の梵筵をのへて緇素戒珠

を慚愧の袂にかけ 夜は曼荼の莊嚴を

ととのへて貴賤覺花を渴仰の掌に

捧く 是機非機おなしく解脱の

臺にのほり有性無性ひとしく

惡趣の門をとつ 如來加持の方便

その益はなはたひろし 高祖愍

愍の遺誡まことにもちてゆへ

ある哉 これたゞ利益を群機に

ほとこす要たるのみにあらず 抑

又安寧を國家にいのるはかり事なり

諸天影をかたふけ 善神迹をたるゝ

ことこれより最たるはなし 良縁

を蜜壇にむすはん輩誰か大師

雨露の恩をたふとひさらんや

この詞書の内容は、東寺における伝法灌頂の始行以後、諸種の灌頂儀式について、その由来等を縷縷のべたものである。先ず、承和十年十二月十三日における伝法阿闍梨職位の灌頂儀式の次第と、その際に示された高祖大師影現の奇瑞。次いで、延喜の宇多法皇、永延の円融院、徳治の禅定法皇(後宇多院)の御灌頂についてのべ、さらに、東寺恒例の結縁灌頂について、そのおこりと変遷をのべ、春秋二季の灌頂のうち、春の



一会を仁和寺観音院においた経緯にふれたのち、最後にこの結縁灌頂会を礼賛しその意義を明らかにしている。

そこで、この詞書内容を検討すると、その全てが『東宝記』第四法宝上に収録されている東寺灌頂の記事に基づいていることが知られる。すなわち『東宝記』にみる、一東寺伝法灌頂始、一東寺最初灌頂高祖大師影現事、一代々法皇於東寺御入壇例事、一東寺恒例結縁灌頂事にそれぞれ該当するのである。

いまずこし、これについて詳しくのべると、伝法灌頂儀式は、『東宝記』の一東寺伝法灌頂始の項にひかれた太政官牒、それに付けられた「私云」記事と「寛信法務記」(後出)によっている。次の高祖大師影現の奇瑞は、東寺伝法灌頂始について書かれた一東寺最初灌頂高祖大師影現事に所引の「寛信法務抄」と「源運僧都記」による。特に「源運僧都記」の「暫閑眼運心、踟躕良久、開眼奉見之、猶如元令坐給」の文章は詞書にとり入れられたものようである。歴代法皇の御灌頂については、『東宝記』では、一帝皇后宮於東寺御灌頂事に続く、一代々法皇於東寺御入壇例事の記述から、特に東寺に関するところを抄出し、その典拠は所引の「密教相承抄」と「私云」記事である。特に、宇多法皇の御灌頂に際して参列者を「私云、宇多法皇御灌頂、親王公卿侍臣官寮威儀扈從濟々焉」と記述したところはそのまま詞書にとり入れられたと考えられる。また、円融院御灌頂の日時を詞書は永延三年三月九日とするが、『東宝記』では「密教相承抄」を引用して永祚元年三月九日とし、「私云、永延三年八月一日改元永祚元、仍御灌頂年号、旧記永延永祚互戴之」と注記している。次に、徳治の禪定法皇(後宇多院)の御灌頂

は『東宝記』では引用書をあげておらず、杲宝の記事そのままかと思われる。また詞書では灌頂に際して地震が起ったことについて、その先例を唐の李元琮が不空から灌頂を授けられた時に地震が起ったことにもとめ、奇瑞として述べているが、これについて『東宝記』は

私云、先師僧正榮海相語云、法皇御入壇之時、有種種靈瑞、就中地震事、初夜時受者令入内道場御之間也、雖被尋先例於諸流輩、勘奏不分明、予勘申云、不空三藏天寶年中、被授灌頂於含光李元琮等之時、道場地大動、三藏稱嘆謂曰、此即汝之心必誠所致也云々、爲法成就嘉瑞之條、不能左右之由令奏之、叡感无極云々、

と記し、さらに「不空行状趙遷撰」と「表制集第四不空碑文飛錫撰」を引用して、開府李元琮等に五部灌頂を授けた際に地震が起った話の出典を明らかにしている。

『東宝記』では、このあと、一円城寺僧正諡号事、一宇多法皇於東寺御授与事、一入道殿下於東寺入壇事、が続くが、詞書は、これらについてはふれていない。

詞書の最後にみる東寺恒例の結縁灌頂の起りとその変遷などに関する記事は、『東宝記』では、一恒例結縁灌頂会、一春秋二季灌頂始行年紀事、一停春節永被成修法事に相当し、「寛信法務結縁灌頂記」、「承和十三年官符」、「玄蕃寮牒僧綱」と「私云」記事を出典とする内容を重複をさけ、一貫したものにまとめたものである。

以上のように詞書内容と『東宝記』を対比すると、詞書が各出典の文書に直接依存したというより『東宝記』を原典としたことが推察でき両者は不可分の関係にあることがわかる。そして、本段の詞書作成には

少僧都杲實<sup>(17)</sup>記」とみえている。

杲宝は東寺観智院の第一世で、  
壬辰は観応三年（文和元年八一  
三五二V）に当り、杲宝四十八  
歳の年である。杲宝は貞治元年  
（二三六二）八月に五十八歳で寂  
したが、『東宝記』はその後も  
資賢宝によって、康安、貞治、

挿図3 東宝記 卷8 奥書

応安（挿圖4）、康暦、永徳、応  
永の諸年度の記事が書継がれて  
いるとみられている<sup>(18)</sup>。

当面する東寺灌頂の記事は、  
草稿本では卷三、清書本では卷  
四のそれぞれ巻頭に書かれると  
ころで、草稿本の当該記事の筆  
蹟は、第八の奥書と同筆とみら

挿図4 東宝記 応安記事

れ（挿圖2・3・4参照）、またその内容からいっても、これは杲宝の手に  
なる記事であることはいうまでもないであろう。

東寺本弘法大師行状絵巻は、先に述べた通り、応安七年—康応元年（一  
三七四—一三八九）の成立である。したがって、観応三年（一三五二）に  
一応成立した『東宝記』の記事を絵巻が典拠にしたと考えることは、ご  
く自然であろう。

以上、第十一卷第一段の「東寺灌頂」の詞書が『東宝記』法宝上にもと

『東宝記』の撰者杲宝も参加しているのではないかと思われる程両者の  
関係は深い。

そこで、問題になるのは『東宝記』の成立年代である。

現在東寺（教王護國寺）には、『東宝記』の草稿本（挿圖2）、清書本合  
わせて十二卷一冊が蔵されている。そのうち、清書本第四の外題の下に  
杲宝と記され、また、草稿本第八の奥（挿圖3）に「右依仁和尚宮仰一  
部六卷草之、再治可備上覽者也、  
後分爲八卷  
辰五月廿三日 権

挿図2 東宝記（草稿本）京都 教王護國寺蔵

挿図5 東宝記(草稿本) 東寺伝法灌頂始 寛信法務記 京都 教王護国寺蔵

づいて作られたことが推定できた。では、その面画はどうであろうか。

当面の第一段絵は、前、後に場面を大きく分けて描かれていて、前段は承和灌頂において、灌頂院に向う行列が七紙にわたって描かれている。詞書によると、これは「西院より列を整え、大馬道より灌頂院に入る」光景である。ついで、見物の男女が僧兵に追われる場面を境に、後段の灌頂院の場面に転じる。灌頂院は正面から描かれていて、堂の前には、衆僧と楽人が灌頂院に向いて二列に並んで描かれる。堂内の各柱には美しい幡が掛けられ柱間の長押に華蔓がかけられているのがみえてくる。板敷の堂内には、上手と下手に上畳が並び置かれているが、着座の者はいない。堂の中央、天蓋の下に黒塗りの大きい長方形の壇がおかれ、その上に置かれた絵は敷曼茶羅であろうか、またその手前には香爐と箱様の器物が置いてある。この壇の前には礼盤があつてその右側に磬が掛かっている。礼盤の左側には黒衣に衲袈裟(糞掃衣・遠山袈裟)を着用した一人の僧が、左方に向つて立っている。その顔はやや仰ぎみる態で、袈裟の下で合掌する姿であらわされている。詞書に「ここに実惠大徳戒場の砌にのぞみ、高座の前にすすみ給し時、高祖大師忽然として法筵に影現し給へり、大徳奇特の思をなし、ややしばらく眼を閉じて跏趺せり」と述べる情景である。(図版Ⅲ)

なお、他の絵巻にみる灌頂の場面は周囲に幕を張りめぐらして内部を描くことをせぬが、本図はその点では異例というべきであろう。

このように、第一段絵は、詞書に述べる多くの事項の中から東寺伝法灌頂始の事を描いたことは明らかであるが、この段の詞書が前記したように『東宝記』によつたものであることが殆んど間違い無いとすれば、

絵もまた『東宝記』に基づくところがありはしないであろうか。

四

すでに述べたように、『東宝記』の、「東寺伝法灌頂始」は、この儀式が行なわれるに至った経緯とその意義について、大政官符や取りかわされた牒などの公文書を収録して記述し、灌頂の行儀については、「寛信法務記」、「小野僧正仁海記」、「承和灌頂記」を引用してのべている。しかし、ここで問題になるのは、馬道を行く行列に関する記事ということになり、それは「寛信法務記云」として引用した記事で、それを示す次のようになる(挿圖5参照)。

寛信法務記云 (承和灌頂) 行列次第

樂御前四人 樂象卅人 俗御前十人 執金剛二人

鉞二人 鏡二人 螺四人 讚象廿人 持金剛十八人衣道

已上三 勸請師 (真紹) 受者 已上二人在 阿闍梨 在持金剛中央

阿闍梨弟子沙彌十二人持如意等物 所作人 讚頭 眞然 左 惠峯 右

色象交名

眞日大徳 壽遠大徳 惠證〃〃 智戒〃〃 惠詮〃〃

眞寂〃〃 眞増〃〃 〃〃 並納 香爐

眞然〃〃 左頭 惠峯〃〃 右頭 長覺〃〃 惠林〃〃

惠崇〃〃 惠定〃〃 延繼〃〃 峯杲〃〃 勝命〃〃

清餘〃〃 并甲 已上廿人讚象此内花鬘衆十八人 持香爐十八人

源仁〃〃 淨行〃〃 清證〃〃 榮興〃〃 紀忠〃〃

崇叡〃〃 安寛〃〃 眞路〃〃 隆教〃〃 惠壽〃〃

惠乾〃〃 安惠〃〃 勝如〃〃 淳誓〃〃 四人不足書脱之(注、朱文) 已上八人 持金剛甲衣

眞治〃〃 眞良〃〃 并鉞甲衣

眞穆〃〃 峯惠〃〃 并鏡甲衣

法勇〃〃 惠則〃〃 惠教〃〃 峯良并螺 甲衣

九用人百二人 已上具在別記

(東寺草稿本による) ( )は清書本で記入したもの

以上、「寛信法務記」によると、灌頂会の行列に参加した人名、その人の着用した袈裟の種類および持物が判明するわけであるが、完成した本絵巻では、人名が不明であるから、この記事と絵とを照合して、絵がいかにこの記事と合致しているかどうかを究わめることは殆んど不可能に近い。

しかし、ここに提示するこの段の稿本は、行列参加者の人名をはじめ、持物、袈裟の種類等、「寛信法務記」の記載事項と照合すべき件名が記入されていて、まことに貴重な資料といえることができる。そこで、先ず、この稿本と「寛信法務記」の照合を行ない、次いで稿本と完成本とを校合することによって、本絵巻と『東宝記』の関係を絵様の上からも再確認したいと思う。

このたび調査の機会を得た東寺本弘法大師伝絵巻の稿本は、第十一巻第一段の、しかも前半に相当する承和灌頂の行列の部分のみで、他にこの種稿本が存在したか否か明らかにすることができない。しかし、行列の次第を知るうえには、またとない資料を提供してくれる。

この稿本は、近年卷子装に仕立てられたらしく、本紙は縦三四・四糎、横二五糎前後の楮紙を十四枚つないだもので、全長三一・〇糎で

(20) ある。図様をその書き入れの字句によって述べると、馬道にそって先ず童子四人が、器物を持って二列に進み、次に阿闍利(實惠)の弟子十二人が同じく器物を捧持して三列縦隊で進む。その前に、前後四人づつの輿丁にかつがれた輿に三鉢を持って実恵が乗り、二俗体と、天蓋を捧げた俗体に侍されて行く。さらに、それぞれ三衣袋と柄香爐をもった受持者真紹と勤請師が先行し、金剛法具を持つ十八僧、柄香爐を持つ十僧、花篋を持つ十僧、楽器を奏す八僧、金剛杵を持つ二僧が、それぞれ二列縦隊で行進する。その前は、俗御前衆十人が笏を構えて行く。さらに火焰飾りを付けた太鼓が二個と太鼓二個の四個それぞれを二人で担い、一人が打って進み、その先に、笛八人、ひちりき六人の楽人が、それぞれ吹奏しながら行進する。次に書き入れの字句を示す。

春貞

木履

峯主

水瓶

貞雄

清履

豊助

御香

已下御童子四囚

白けさ

一しゆきんろう 惠側師

さく 惠日師

惠印師さうさ

手巾

座具

惠深師

惠秀師

惠輪師

三へはこ

峯全師

つぎん頭巾

草座さうさ

御三衣

惠珍師

倉日師

淳音師

はこ口目管

御体袋はこふくろ

如意

燈智師

合晋師

かろう香爐

中にかうろ

白拂

あるへし

已下御徒沙彌十二人

大阿闍梨  
少僧都實惠

受持者十禪師傳燈大法師位真紹

白け囚

勸請師

三衣袋カク

(受持者)

三衣袋カクヘシ

のうのけさ

(勸請師)

五古二人

浄行、

源仁大徳

五こ二人

鈴二人

榮興、

清證、

れい二人

三古二人

崇叡、

紀忠、

三こ二人

トコ二人

真路、

安寛、

二人とこ

輪二人

惠壽、

隆教、

二人りん

羯磨四人

安恵、

惠乾、

かつま四人

羯磨

淳誓、

勝如、

概同

(五古二人)

(概四人)

已上持金剛象

香呂十人

壽遠、

眞日大徳

十八人

智戒、

惠證、

惠詮、

かろう

眞寂、

眞増、

眞増、

のうのけさ

( )

( )

( )

花宮十人

惠林、

長寛、

(已上持香爐十人)

惠定、

峯泉、

延繼、

はなはこう

清餘、

右頭

勝命、

あをけさ

惠峯、

左頭

眞然、

以上讚衆廿人

貝吹四人

惠則

法勇

八人あかきさ

鏡持二人

峯恵

惠教

大けさ七てふ

鉢二人

眞良

眞穆

かうハすミ

執杵二人

(執金剛杵)

(鉢)

二人あかきこけさ

執金剛杵

(鉢)

(已上色衆)

かうすミ



挿図6 弘法大師行状絵巻第十一巻第一段 京都 教王護国寺蔵



挿図7 弘法大師行状絵巻 草稿本

以上のようにこの参列者には、詳細にわたって人名とともに持物の器物名、それに袈裟の種類が傍書してある。なお表記にあたっては、墨で抹消した文字は（ ）内に示し、人名の無いのも（ ）で示した（挿図7参照）。

これらの稿本記入事項と『東宝記』所引の「寛信法務記」を対照させると、先ず最初の童子四人については「寛信法務記」には記事がなく、また稿本にみる「御徒沙弥十二人」も「阿闍梨弟子沙弥十二人」持如意等とあるだけで、人名は書かれていない。次に、輿に乗る実恵は、「寛信法務記」は「阿闍梨在持金剛中央乗輿」とのべ、絵様と一致し、受持者、勤請師の二人も「勤請師、受者（真紹）己上二人在」の「寛信法務記」の記事の通りに示されている。但し、稿本では、「受持者十禅師伝燈大法師位真紹」には「白けさ」と「三衣袋カク」と指定し、「勤請師」にも「の

うのけさ」「三衣袋ヲカクヘシ」と指定している。

持金剛衆十八人については、先ず注目すべきは、先頭の櫛をもつ四人に人名が書かれていないことである。「寛信法務記」は

「勝如大徳」「淳誓大徳」と続いたあと、

「已上十八人持金剛甲衣」としながらも、僧名は実際十

四名しか書いてないので、「四人不足書脱之」と注記している。したがって、人名に関する限り、両者は一致するわけである。

また「寛信法務記」には「甲衣」と袈裟の種類を書いているが、稿本にはこの指定は書かれていない。しかし、完成本では、この十八僧は甲袈裟（地を香染にし、縁を黒染にした袈裟）を着用しているから、結果的にも「寛信法務記」に一致しているわけである。

次に、讚衆二十人の行列であるが、「寛信法務記」は「真日大徳」以下「真増大徳」まで七名をあげ、そのあと虫蝕いの痕跡を墨の点線でかこんで示し、「並納香爐」と注記している。稿本も「十人 かうろのうのけさ」(下側注記)「香呂十人」(上側)と指

定するが、「真増大徳」の上と、その前の二人、計三名の人名は記入していない。さらに、その前の十人は「はなはこう あをけさ」(下側)「花管十人」(上側)と指定され、それぞれ僧名が傍書されている。また、その先頭の二人は「真然 左頭」、「惠峯 右頭」と記されていて、「寛信法務記」の通りである。そして、稿本は、この二人の下に「以上讚衆廿人、之内持花十人 持香爐衆十人」と注記するが、これは前記した「かうろ のうのけさ」「はなはこう あをけさ」の指定と合わせて、「寛信法務記」の「已上廿人讚衆 此内花管衆十人甲 持香爐十人納」の記載と合致するものである。なお、「寛信法務記」にみる人名を逸した個所の虫蝕いの痕跡は、『東宝記』の草稿本に墨の点線で示されるところであるから、これの編纂当時、すでにその原本もこの個所は読むことが不可能であったとすべきであろう。

稿本では、この先に「貝吹四人」「鏡持二人」「鉢二人」「執杵二人」(上側注記)が行進する。そして、楽器を持つ八人の下側に「八人あかけさ 大けさ七てふ かうは



すみ」と指定してあり、先頭の二人には「二人 あかきこけさ かうすみ」と指定する。これは「寛信法務記」の行列次第で、「楽御前四人 楽衆卅人 俗御前十人」につづいて「執金剛二人 鉞二人 鏡二人」「螺四人」に相当するものである。また、これらのうち、先頭に立つ執金剛杵二人の人名は、「寛信法務記」の「色衆交名」にも稿本にも記されていない。なお、他の八人については、両本の人名と持物および袈裟が一致している。

行列はこの前に、「俗御前十人衆」が二列で行進、さらに、前記したように二組の太鼓があつて、その前に笛八人、ひちりき六人が描かれている（現在稿本はこれまでであるが、さらにこの先きがあつたことが推測される）。このうち、太鼓隊に接する後尾の笛四人は、他のような楽人姿でなく、人形を略体で示すもので、しかも隙間がなく、補筆であることは明らかである。また、笛隊に接するひちりき二人には、上方と下方に「ひちりき」と指定してあるが楽人の傍にそれぞれ「笛」と記入している。「寛信

法務記」には、「楽御前四人、楽衆卅人」とあるのみで、何れの楽器を何人で担当したかは明らかにしていない。しかし、完成本に描かれた楽人は三十四人を数えるので、結果的には「寛信法務記」と合致するといえる。なお、楽人のうち、太鼓を担ぐ八人は、楽人の数には入れてない。

以上、『東宝記』所引の「寛信法務記」と稿本を比較した次第である。いま、稿本の記入事項によって、行列の編成を整理すると、行列の先頭は欠けているが恐らく、楽御前四人につづいて楽衆三十人が行き、つづいて、「俗御前十人衆」、「執杵二人」<sup>(數)</sup>、「鉢二人」、「鏡持二人」、「貝吹四人」、「花管十人」、「香呂十人」(「以上讚衆廿人」)、「持金剛衆十八人」、「勸請師」、「受持者」、「大阿闍梨小僧都実恵」、「御徒沙弥十二人」、「御童子四人」となっている。この順序は、「実信法務記」の行列次第の項と全く同順序となる。しかし、同記の色衆交名の項はその順序を多少異にして記載しているが、これは「実信法務記」自体の問題であろう。

次にこの稿本の書き入れ状況をみると、幾度も筆が入っていることが気付かれる。先ず絵様については、最初淡墨で描いたところに、持物、袈裟の一部、俗人、楽人の輪郭の一部など濃墨で訂正ないし明確化した描線が加えられている。特に持物については明確化と訂正が目立つており、持金剛衆十八人の持物は殆んど訂正されている。これは、上部に書かれた器物名のうち、中央部の

「トコ二人」「輪

二人」以外がいずれも訂正されており、そのもとの器物名と図様から考えて、最初は持物の順は現行の逆で描かれていたと推察される。すなわち、現行では先頭から檝四人、羯磨四人、輪二人、独鈷二人、三鈷二人、鈴二人、五鈷二人であるが、これが逆順で描かれたというのである。したがって、輪二人は中央に位置するため、絵の訂正も行なわれていない。また上部の書き込みは、絵様にしたがって、先ず書かれたが、それが訂正の必要が生じて、書き改められたとみるべきであろう。

次に、楽人の中で、笛の四人が、前記したように後補の書き入れになっている。そして、その傍に書かれた「笛」および上、下に書かれた「ふえ」の文字から、この前方にあらわされた楽人の楽器名の記入も、絵のあとで記入されたとしてよいであろう。ただ笛の前、ひちりき隊の後尾二人が、傍に「笛」とありながら、上、下に「ひちりき」とあり、絵様は、笛と笙らしき形が重なっている。しかし、完成本ではひちりきで表わされているから、最終的には「ひちりき」の指定によったことがわかる。これに関連して、参列者の持物名は、童子を除くと、ほとんどすべてが漢字と仮名の両字体で記入されており、それも異筆である。また、漢字の書体の中には、人名と同筆と思われるものがあり、しかるべき人物が、人名と持物名を記入したことが推察される。しかし、これとは別に、「大阿闍梨」、「受持者」、「御徒沙弥十二人」、などは異筆であり、しかも「大阿闍梨」に書継がれた「少僧都実恵」と、「受持者」に書継がれた「十禅師伝燈大法師位真紹」はともに他の人名と同筆と思われる。

さらに、袈裟の指定は、群像の場合墨線で人物を囲み、そのグループ

をまとめて指定したり、単身像では、そこから線を引いて指定の名称を記入するが、袈裟指定の文字は大体一筆のようである。そして、その墨色や筆勢から、「大阿闍梨」「受持者」とも同筆と思われるが、さらに、同じ理由から絵の筆者と同一人ではないかと考えられる。それはともかく、上記のことから、本図は嚴重な校訂が行われたのち数人の筆が加えられて制作されたことは間違いないであろう。

次に、この絵の筆者であるが、訂正補筆以前の原初の絵は、草稿とはいえ、人物の形態や建物の描写がいかにも手なれた筆使いで行なわれており、運筆そのものも筆意のある暢達さが認められるところから、専門絵師の手になるものと推定して誤りないと考えられる。ただ、訂正箇所

挿図8 弘法大師行状絵巻 部分 京都 教王護国寺藏

や、興を担ぐ人や楽人などのややや太目に引かれた衣文線は稿本に通じる暢びやかさがみられる(挿図8・9参照)。また参列者の面貌の中には比較的軽妙な筆致で描かれた者もあって、その点からも、稿本に通ずる造形感覚が窺われるのである。これらのことから、稿本も完成本の筆者である巨勢行忠筆と考えることができるであろう。

以上で、この稿本が「寛信法務記」などの古記録によって、承和灌頂の行列を忠実に再現しようとした意図の下に制作されたことが明らかとなった。次の段階として、ではこの稿本が東寺本弘法大師行状絵巻第十一段の当該場面の稿本となったか否かを検討し、正確に見究めなければならない。

については、その形体や、他との鈎合いから絵師でなく、校訂者の筆ではないかと思われる。

それはともかく、この稿本の筆者は、東寺本の第十一巻の筆者と同一人ではないかと考えられる。すなわち、後述するように、この稿本は東寺本の稿本として描かれたのではないかと考えるわけであるが、東寺本は完成本であるため、行列参加者の描法が細線を多く用いて、輪郭線や衣文線など細勁で神経質なところがある。しかし、行列を見物する人々

挿図9 弘法大師行状絵巻草稿本 部分

## 五

東寺本弘法大師行狀絵巻の第十一巻第一段の承和灌頂行列場面は、七紙にわたって描かれている。全体的にみて、稿本との相違は、行列が行進する馬道の屋根と、巻初に見物の群衆が描きこまれていることである。しかし、これらは、本場面の主題となる図様でないので、ここでは問題にする必要はないが、ただ、見物の群れと、行列が異った視点からとらえられていて、見物衆はやや小ぶりに描かれ、両者の間に統一を欠くのは、これが付加的であったことを暗示するものである。次に、完成本の行列参加の人数とその僧、俗、楽人等の内訳は、稿本と一致するが、顔の向きや姿態に若干の相違があり、他に、阿闍梨弟子十二人が三列縦隊で進むなかで、最後の横列がやや乱れ気味になっている程度の違いがある。また、稿本で特に注意された持物については、阿闍梨弟子十二人のうち、最前列の中央の僧が箱の中に入った香爐を捧持するのを、稿本では、普通の香爐であるのに、完成本ではこれを柄香爐にしている以外、異なるところはない。しかし、これらは本質的な相違とはいえないであろう。

次に袈裟はどうか。最初にみる阿闍梨弟子の十二人は、「白けさ」とある通り、十二人すべて白袈裟である。輿に乗る大阿闍梨の実恵は稿本の指定はないが白地に緑・青・黄・赤の糞掃衣で緑は群青である。その前を行く受持者真紹は、「白け(さ)」の指定通り。勸請師も「のうのけさ」とある通り、金地に緑・青の糞掃衣を着用、この場合緑は黒になっている。

持金剛衆十八人の袈裟について稿本は何も指定していないが、「寛信法務記」の注「持金剛甲衣」にしたがっていずれも茶あるいは薄紫地に黒の縁をつけた袈裟を着用している。その前方、持香爐の十人は「かうのうのけさ」とあるように、白地に緑・青の糞掃衣が八人と、金地に緑・青の糞掃衣が前列二人に用いられている。持花笏の十人は「はなはこう あをけさ」とあり、緑に黒の縁をつけた袈裟を用いている。次の螺四人、鏡二人、鉞二人の八人は、「八人 あかけさ 大けさ七てふかうはすみ」とあり、赤に黒の縁をつけた袈裟を着用するが、その前の二人、つまり僧衆の先頭にたつ金剛杵を持つ二僧は、「二人 あかきけさ かうすみ」と指定されているが、完成本では白袈裟を着用している。しかし、この執金剛二人については「寛信法務記」は「色衆交名」の項に名を逸するところである。もし、そこに人名が記入されておれば、他の記入内容からみて、当然、持物と袈裟が注記してあった筈である。しかし、「寛信法務記」にみる注記には、「柄」とか「甲」とかの指定だけで色彩については銘記していないから、この人名があったにしても、袈裟の色までは知ることはできなかったであろう。それはともかく、この執金剛二人の袈裟の色にみる稿本と完成本との違いが、唯一の相違と云ってよいものである。

さて、以上稿本と完成本を比較対照してきたわけであるが、すでに指摘したように、両本の描線に共通点がみられることは注目すべきである。また細部に些細な違いがあり、一部に袈裟の相違が認められるにしても、結論的にいって両本は極めて密接な関係にあり、この稿本は東寺本の稿本であることは否定できないであろう。したがって前述した稿本

と『東宝記』所引「寛信法務記」の關係から考えて、完成本、すなわち東寺本弘法大師行狀繪卷は、少くとも東寺灌頂の段を描くにあたっては、実に周到な考証が行なわれており、また、それゆえに、東寺本ではこの段が特に重要視されていたことが結論づけられる。したがって、この第十一巻が、始めは久行が描いておきながら、これを行忠が書き直したというのは、久行の繪が承和の故実にあわぬことが古記録との照合により明らかとなったので、東寺繪所である巨勢行忠が特に担当して、これの書き直しを行ったのではないかと推測するのである。敢て書き直しをするほど、東本寺にあっては、この段が重要であったのである。

さて、この段の典拠は、再三言及したように「寛信法務記」があげられるが、それだけではない。稿本にみる童子四人の名、阿闍梨弟子沙弥十二人の名は「寛信法務記」には記されておらぬところで、これはまた「寛信法務記」を引用している『東宝記』にもその名はみえない。したがって、これらの名とその持物を記録した文献がほかに存在したことが推察されるのである。

それでは、この段の繪が、「寛信法務記」と逸名の文献によって制作されたことは間違いないとして、では『東宝記』との關係はどうなるであろうか、換言すれば、『東宝記』所引の「寛信法務記」によったか否かということである。本繪卷が制作された時期は、あたかも『東宝記』の編纂が成った時期で、また、増補の筆が加えられていた時期でもあろう。さらに、「寛信法務記」なる記録も、存在していたことは可能である。したがって『東宝記』所引によらず原本に直接基づいてこの繪を制作したのであろうか。ここで思い起すことは、この段の詞書が、前述し

たように、そのすべてが『東宝記』によっていることである。このことを考え合わせると、やはり繪も『東宝記』所引の「寛信法務記」によったとみるのが穩当であろう。そして『東宝記』に引用されていない阿闍梨弟子沙弥十二人と童子四人については、然る可き記録によったと考えべきで、当時、東寺にあっては『東宝記』の編纂事業と関連して、古記録類が集められる環境にあったことは想像に難くないのである。

以上、東寺本弘法大師行狀繪卷第十一巻の成立について、考察してきた。その結果、この巻の第一段、東寺灌頂の段が、詞、繪ともに『東宝記』に基づいて制作されたことが明らかになり、特に繪については嚴密な考証を行ったのち描かれたことを知ることができた。これらのことは、高僧、祖師伝繪卷の制作全般を考えるうえにも、改めて考えねばならない問題である。

## 注

- 1 梅津次郎氏論文は左の通り「池田家藏弘法大師伝繪と高祖大師秘密縁起」美術研究七八号。「地藏院本高野大師行狀図画―六卷本と元応本との關係」美術研究八三号。「東寺本弘法大師繪卷の成立」美術研究八四号。以上『繪卷物叢考』所収「弘法大師行狀繪卷の系譜」日本美術工芸三一九号
- 2 眞保亨氏「弘法大師伝繪卷―六卷本をめぐって―」仏教芸術五七号。拙稿「井上家旧藏弘法大師伝繪卷について」美術研究二三二号
- 3 宮島新一氏「十四世紀における繪所預の系譜」(美術史八八号)に、この文書は全文翻刻されている。同論文註79参照。また、同論文は東寺本弘法大師行狀繪卷について、筆者の考証、描写の分類などに論及する所多く、關係資料年譜をつけた勞作である。
- 4 『看聞御記』永享十年六月七日条によると、内裏より拝借の地藏驗記繪六卷には

貞治六年(一三六七)奥書があり、そこに行光とともに大進法眼善祐の名がみえて  
いる。これと同一人と考えてよいであろう。

5 例えば第五卷第四段久米講經の図で、多宝塔の外に描かれた俗人たちは、第十一  
巻と同筆と認められる。

6 采女正は正六位下、大蔵少輔は從五位下相当官。

7 谷信一氏「東寺絵所」同著『室町時代美術史論』参照

8 註3宮島氏の論文では、康暦元年の年記をもつ教王護国寺文書五百七十二号に  
「大師御絵二合新本」とある記事により、この年に一応の完成をみたが、行忠が第  
十一巻を書き直し、報酬などを完全に清算し終えたのが康暦元年と考えておきたい  
としている。注目すべき御意見である。

9 例えば、巻一のグループは重厚な彩色と明確な描写に特色があり、巻五のグルー  
プは繊細な筆線で上品な画趣に特色があり、巻十二は人物の表情が特に豊かで、細  
密画の要素が強い。これらに対し、巻十一は、一見粗放な印象を受けるものであ  
る。なお註3宮島氏論文も霞の描法の相違などによりこの分類を行っている。

10 注1梅津氏論文

11 これらの標題は東寺本には標記されていない。本稿では宝暦八年、京都文祥堂刊  
行の『弘法大師行状記』(六冊)につけられた賢賀僧正の命名標題によった。

12 私云、任三承和十年癸十一月十六日官符之旨、同廿七日、可授三伝法職位於真紹  
大法師之由、一門上藤井東寺俗別当等連署進奏状、是奏開灌頂最初也、同十二月  
九日、以三実惠僧都于時長者可授与二之由、被下二官符、同十三日丁卯、鬼宿、於二東  
寺灌頂院一伝二授之、色衆四十人、衆人卅人、御前俗人等多々、嚴重无極、東寺具  
支灌頂此即初也、

13 源運僧都記云、東寺最初伝法水丁者、大師御入定之後、第一上足実惠僧都、真紹  
僧都可授三水丁之由、奏三聞公家、早可二授与二之由、被下二官符宣一畢、大阿闍梨  
実惠僧都、受者真紹僧都也、本朝水丁以此為三最初、三味耶戒之時、大阿闍梨実自  
輿下、自三正面間二入堂、向西巡三礼高座之刻、大阿闍梨未申角廻、向三北壁一折廻  
之時、高座戌亥角、大師忽令三顯現一給、仍大阿闍梨申方立留、暫開三眼運三心、踟躕  
良久、開三眼奉三見之、猶如三元令三坐給、依三之立掃、南退東向、逆廻三高座、登高  
座、余人敢不三見之、実惠一人拜三見之云々、

東寺本弘法大師行状絵卷

14 密教相承抄云、昌泰二年未已十月廿四日、太上天皇落筋入道、宇多院三戒師大僧都益  
信、剃髮東大寺教南法師、十一月廿一日、於三東大寺一登壇受戒、法諱延喜元年辛十  
二月十三日辛卯、日曜於二東寺灌頂院、以三法務僧正益信一為三阿闍梨、受二伝法灌  
頂職位、冊五師位法務僧正、年七十四色衆八十三口之内、僧綱二口、大僧都聖實、  
長者子時權律師峯敷、長者持金剛衆廿六人、持華衆卅二人、讚衆廿人、引頭二人、持  
幡僧二人、有二乞戒師、名字可尋之、若峯敷敷納持香呂、僧綱二人、納持香呂、持金剛納袈裟、  
教授神日内供奉、散花有三行道、子二十人大阿闍梨弟

15 永祿元年己三月九日庚寅、水曜於二東寺灌頂院、以三法務大僧正寛朝一為三阿闍梨、  
伝三受两部灌頂職位、師年七十四、御誦經物、信濃布五百段、立體大堂供米百斛、色衆八十  
三口、内僧綱二口、元興大僧都有乞戒師一口、幕内着礼盤持金剛衆廿六口、持花  
衆卅二口、讚衆廿口、引頭二口、持幡僧二口、学頭二口、維那一口、大阿闍梨弟子  
十八、已上、

16 後二条院後字多御宇徳治三年戊正月廿六日丙虚宿、後字多法皇龜山院第二御子、徳治  
女院院號、同廿七日卯刻御落飾、前大僧正禪助為戒師、御灌頂、大阿闍梨真光院大僧正、禪助、一  
御法名金剛性、同十一月廿日、於二東寺一御受戒、

17 九尾彰三郎氏の調査によると、この欠文の個所は、竜門文庫蔵文安四年(一四四  
七)書写本では「再治以後」、「観応三年」と読める由である。『日本彫刻史基礎資  
料集成平安時代重要作品篇』一四八頁参照。

18 『国宝事典』等の書誌的解説はいずれもこの説である。また書継ぎの書体も明ら  
かに異なる。

19 寛信は東寺三十九代の法務、仁平三年(一一五三)寂、七十歳。

20 弘法大師行状絵卷

稿本寸法(単位厘)	34.4	40.0	5.4	24.2	24.8	24.2	24.3	24.6	24.4	24.6	24.4	24.7	24.3	11.8
縦	1	紙	5.4	24.2	24.8	24.2	24.3	24.6	24.4	24.6	24.4	24.7	24.3	11.8
横	2	紙	5.4	24.2	24.8	24.2	24.3	24.6	24.4	24.6	24.4	24.7	24.3	11.8
第	3	紙	5.4	24.2	24.8	24.2	24.3	24.6	24.4	24.6	24.4	24.7	24.3	11.8
	4	紙	5.4	24.2	24.8	24.2	24.3	24.6	24.4	24.6	24.4	24.7	24.3	11.8
	5	紙	5.4	24.2	24.8	24.2	24.3	24.6	24.4	24.6	24.4	24.7	24.3	11.8
	6	紙	5.4	24.2	24.8	24.2	24.3	24.6	24.4	24.6	24.4	24.7	24.3	11.8
	7	紙	5.4	24.2	24.8	24.2	24.3	24.6	24.4	24.6	24.4	24.7	24.3	11.8
	8	紙	5.4	24.2	24.8	24.2	24.3	24.6	24.4	24.6	24.4	24.7	24.3	11.8
	9	紙	5.4	24.2	24.8	24.2	24.3	24.6	24.4	24.6	24.4	24.7	24.3	11.8
	10	紙	5.4	24.2	24.8	24.2	24.3	24.6	24.4	24.6	24.4	24.7	24.3	11.8
	11	紙	5.4	24.2	24.8	24.2	24.3	24.6	24.4	24.6	24.4	24.7	24.3	11.8
	12	紙	5.4	24.2	24.8	24.2	24.3	24.6	24.4	24.6	24.4	24.7	24.3	11.8
	13	紙	5.4	24.2	24.8	24.2	24.3	24.6	24.4	24.6	24.4	24.7	24.3	11.8
	14	紙	5.4	24.2	24.8	24.2	24.3	24.6	24.4	24.6	24.4	24.7	24.3	11.8